

抜本的な構造改革に向けた取り組み

現在の財政状況を反映した危機的な状況を乗り切るために、平成20年度までの具体的な健全化方策について、分類ごとに示してきた。

本市の財政健全化を実現するためには、本プログラムを実行しつつ、財政健全化基本方針に則り、右肩下がり経済状況に対応した恒常的な健全化を維持する行政経営システムへの進化を遂げなければならない。

そのためには、行政経営システムの構築に際して、健全化基本方針に加えて、下記の項目に留意した構築を行わなければならない。

1 サービス提供の対価としての負担

基本方針にあるように、サービスの見直しの中で、行政の守備範囲を明確にし、従来の横並び、前例主義から脱却した、自主・自立した運営を行うため、柔軟な発想の下、市民ニーズを的確に把握、分析し、行政評価システムを有効に活用して適正なサービス提供に努める行政経営システムの構築を進めなければならない。

しかしながら、一方で行政課題が山積し、市民ニーズも多様化する今日にあって、限られた財源の範囲内でのサービス提供を超えるニーズが存在することも十分想定されることである。

そこで、今後の行政経営として、現在の財政状況で行える行政サービスの範囲について市民に理解を求めると同時に、それ以上のサービス提供についてはそれ相応の負担を求めなくてはならないことを説明し、サービス提供には負担が伴うことへの理解を求めなくてはならない。

具体的な負担方法については、受益者負担金や、広く税などで負担を求めることなど、提供内容により様々な方法を検討しなくてはならないが、新たな負担を市民に求める以上、行政は徹底した事務の効率化に努め、経費削減に向けた努力を行わなければならない。

2 第4次総合計画の実現に向けた施策展開力の確保

今日の地方自治体を巡る情勢は大きなうねりの中にあり、平成7年に成立した「地方分権推進法」に象徴されるように、地方分権は議論の段階から実行の段階へ突入し、大きな課題であった地方財政についても、三位一体の改革として、国庫補助負担金の削減、地方交付税の総額抑制、基幹税を基本とした税源移譲を進めることとされており、まさしく「地方の時代」に移行しつつあるといえる。

このような中で、自治体に求められているのは、サービスを維持しつつ、限られた財源の中で自主自立の経営感覚を持って、積極的な都市経営を行い、地域社会の牽引役としての役割を果たすことである。

そのための基本的な計画として、平成17年度に策定される「第4次総合計画」(以下「総合計画」という。)は、まさしく今後10年間の地域社会の青写真であり、将来のまちづく

りのための課題を検討し、まちづくりの目標と、これを実現するための施策の基本的な方向を示すものである。

この計画においては、「網羅的薔薇色型計画」から「重点的成果主義型計画」への転換を図り、社会経済環境の激変（右肩上がりの時代の終焉）を受け、重点的成果主義を視点においた計画とするとされており、この総合計画を実効ある計画とするためには、その基礎となる財源の確保を図らなければならない。

そのためには、総合計画実現に向けて、本プログラムの実施による経常経費の削減を行い、経常収支比率90%以下を堅持し、長期的な視野に立った行政経営を進めなければならない。また、投資的経費についても、第3次総合計画として現在計上している事業以外は、第4次総合計画での採択によることとして、追加を行わないように努めなければならない。

3 開かれた行政の実現と市民との協働の推進

健全化基本方針において明らかなように、今回の健全化においては、行政の守備範囲を見直し、行政の役割を明確にした行政運営に取り組むこととしている。

この方針に沿って行政経営を進めていくことは、行政が主体となって担ってきた分野を、市民との協働や、市民が主体となった活動で行うこととなり、そのようなまちづくりを実現するためには、行政が財政的な問題を市民に押し付けるのではなく、双方が意義あるような協働関係を模索し、行政と市民の信頼関係を確立することが必要不可欠である。

平成15年6月に策定した「第2次河内長野市行政改革大綱」（以下「2次行革」という。）では、大きな柱として「市民との協働」があげられており、市民がまちづくりの主体者として自主的に取り組みを進め、行政は市民へ積極的な情報公開に努めることで信頼関係を確立し、市民と行政が協働してまちづくりを行い、より開かれた行政運営を進めることとしている。

そこで、この2次行革の趣旨にそって積極的な情報公開などを通じて市民との信頼関係を確立しつつ、協働による事業運営を図ることで、適切な資源配分を実現し、健全な行政経営システムの構築を進めなければならない。

4 職員の意識改革の推進

本プログラムの実現と、今後の新たな行政経営システムを構築するためには、それを担う職員の意識改革は重要である。特に今までに見られた、他市並み、昨年並みといった横並び、前例踏襲に象徴される「事なかれ主義」は、行政経営を硬直化させることはあっても前進させることはない。本プログラムを実効あるものとし、時代に対応した行政経営を進めるためには、職員が自ら考え、責任を持って実行し、絶えず問題意識をもって事業にあたることである。

そのためには、職員の能力と適性を踏まえた計画的な人事配置と、能力向上のための研修に加えて、職員一人一人が目標を明確に持ち、達成に向け主体的な取り組みを進める、

「目標管理システム」の導入が必要である。

そしてこれらの方策により、職員全体の大きな力を持って健全化に取り組み、自主・自立の自治体経営をすすめ、時代の要請に対応し、資源を有効活用した新たな行政経営システムの構築を進めなければならない。

5 新たな行政経営の取り組み

近年、自治体の運営を見直す方策として、様々な方策が各団体で試行されている。本市においても2次行革においてその方向性が示されている。その様々な取り組みに加え、下記の取り組みについても実施し、効率的、効果的な行政経営システムの確立を図らなければならない。

(1) 投資的経費の削減に向けた取り組み

投資的経費については、毎年ローリングする実施計画において投資額の査定を行うなど、従来から経費削減に努めてきた。今後は、この方式に加え、下記の項目を検討し、経費削減に取り組む。

1. 工事コスト縮減計画の策定

工事にかかる経費については、積算基準等に基づき算定されているが、工事によっては、材料・仕様によって積算金額に大きな開きがあることがある。

そこで、今後の工事発注に関しては、建築土木に関わらず、標準仕様や標準的なグレードを定め、可能な限りコストを縮減する計画を策定する。

2. 入札制度の見直し

本市の入札制度については様々な改革が進められ、予定価格などの公表に始まり、平成15年度からは制度改革として、「希望型競争入札」制度の導入などを進めてきた。

今後は入札にかかる透明性の確保と、より一層の競争を促す観点からの改革に取り組み、工事などにかかる経費削減に努めなければならない。

(2) インセンティブ予算の実施

平成15年度予算よりインセンティブ予算の導入が行われたが、インセンティブ予算は予算の執行過程で、効率的な予算執行を促す制度であり、従来の使いきり型の予算から大きく転換を促すものであることから、今後も制度の運用の見直しを行いつつ、積極的な実施により、経費削減に努める。